

## 日本赤十字豊田看護大学紀要 投稿規程

## (目的)

第1条 日本赤十字豊田看護大学における教員等の教育・研究成果をひろく看護界に発信し、看護学の向上と発展に寄与することを目的として、「日本赤十字豊田看護大学紀要（以下、紀要と略記する）」を刊行する。その編集ならびに発行は本規程の定めるところによる。紀要の英文は、「Journal of Japanese Red Cross Toyota College of Nursing」とする。

## (編集委員)

第2条 紀要の編集ならびに発行を円滑にするために、本学内に紀要委員会を置き、委員会の構成は、教授会の議を経て選出されるものとする。紀要委員は、編集委員を兼任することとする。

## (投稿資格)

第3条 紀要の投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 本学の専任教員、非常勤講師であること。
- (2) 本学大学院生、本学大学院修了生、本学大学卒業生および赤十字施設に勤務するもの。ただし、本学専任教員が一人含まれていること。
- (3) その他、紀要委員会が適当と認めたものであること。

## (研究論文の種類と内容)

第4条 紀要に掲載する内容は、未発表の研究論文および研究業績、教育業績、社会的活動とする。研究論文の種類は原則として表1、研究業績の範囲は表2のとおりとする。

表1 投稿研究論文の種類

種類	内容
総説	ある主題に関連した研究の総括、文献についてまとめたもの
原著	主題が明確で独創性に富み、研究論文としての形式が整っているもの
研究報告	内容的に原著もしくは総説に及ばないが、ある一定の方向性が示され、発表の価値が認められるもの
実践報告	ケースレポート、フィールドレポートなど
資料	上記の分類に該当しない重要な記録など

表2 研究業績の範囲

著書
学術論文
学会・研究会発表
その他の刊行物
外部資金の獲得
社会的活動

## (執筆要領)

第6条 原稿は別に定める執筆要領に従うものとする。

(原稿の提出)

第7条 原稿は、「紀要投稿申込書（別記様式第1号）」及び「共同研究者同意書（参考）」を添えて、直接持参するか郵送する。

- (1) 原稿は、3部（うち2部は複写にし、氏名と所属、ローマ字表記氏名、助成金に係る事項、謝辞を削除したものとする。）を指定した期日までに提出する。
- (2) 投稿論文の採用決定後に、本文、図、表を保存した電子媒体とそのプリントアウトしたものを1部提出する。
- (3) 原稿提出先

〒471-8565 豊田市白山町七曲12-33

日本赤十字豊田看護大学紀要委員会

郵送する場合は、簡易書留とし、「原稿在中」と朱書きすること。

(原稿の採否)

第8条 投稿原稿の採否は、複数の査読者を経て、紀要委員会が決定をする。

- (1) 投稿原稿の内容に応じて学内の教員または学外の適任者の中から査読者を選定し、紀要委員会が依頼する。
- (2) 不採用となった場合には、査読者の意見を付して訂正を求め、再度査読を行った上で採否を決定する。

(著者校正)

第9条 著者校正は1回とする。校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。

(費用)

第10条 費用

- (1) 掲載料：原則として規定枚数までは無料とする。規定枚数を超過した分については、所用経費を著者負担とする。
- (2) 別刷料：30部までは無料とする。それ以上の別刷りを希望する場合は、著者の自己負担とする。
- (3) その他：図表等、印刷上、特別な費用を必要とする場合は著者の自己負担とする。

(著作権)

第11条 著作権は日本赤十字豊田看護大学に属する。またその電子化についても了承したものとする。

(雑則)

第12条 この規程の改正が必要な場合は、その都度協議し、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年9月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年5月25日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年6月27日から施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月23日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年7月14日から施行する。
- 6 この規程は、平成22年7月28日から施行する。
- 7 この規程は、平成23年3月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成26年11月26日から施行する。
- 9 この規程は、平成27年2月25日から施行する。